【内閣衛星情報センター】南受信管制局 標準文書保存期間基準 (保存期間表)

令和3年2月9日最終改定

事 項 業務の 区分 台談業務に係る	期 间	文書管理規則の別表第2の該当事項・業務の区分 2(1)①13(1)	保存期間満了 時の措置
13 職員の人事に関する事項 職員の任		2(1) 13(1)	
又は恩給及 書 び給与に関 するもので 重要な経緯	3年		廃棄
職員の旅行 職員の旅行命令に関 ・ 出張関係	5年	2(1) ①13(3)	廃棄
<u>その他の事項</u> 14 告示、訓令、通達 制定又は改廃のため 標準文書保存期間基準		2(1) ①14(2)	廃棄
15 予算及び決算に 歳入及び歳 歳入及び歳出の決算 ・物品管理に関する文書 物品管理関係 (○○年 製	度) 5年	2 (1) ①15 (2)	廃棄
22 文書の管理等に 文書の管理等に 文書の管理第 で	常用(無期限)	2(1) ①22	=
取得した文書等の管理を行うための帳簿 - 書留郵便物使送文書受付簿 - 文書受付管理簿 (○○ 合議文書処理簿 - 改議文書処理簿 - 取扱記録簿 - 報管理簿 (○○年度) - 引継記録簿 - 引継記録簿 - 文書手続管理資料)年度))年度) E)		廃棄
決裁文書等の管理を 行うための帳簿 ・ 決裁文書処理簿	0年度) 30年		
行政文書ファイル等 ・ 決裁文書管理簿 (○○ の移管又は廃棄の状 況が記録された帳簿	9年度) 30年		
行政文書、保有個人 <u>・ 取扱者名簿</u> 情報等の点検及び監 ・ 月末点検結果報告 査に関する文書 ・ 保管状況報告書 ・ 保管状況報告書			
25 内閣の庶務に関する重要な経緯 内閣の庶務に関する 大書 大書 大書 大書 大書 大書 大書 大		2 (1) ①25	廃棄
- 設備管理関係 - 連用関係 - 連用関係 - 情報管理関係 - 庁舎管理関係 - 庁舎管理関係 - 庶務関係 - 庶務関係 - 自動車管理関係	(〇〇年度) 度) (〇〇年度) (〇〇年度)	- -	
28 調査又は研究に 情報の収集 情報の収集及び分析 ・ 開発に関する文書 開発に関する文書	(〇〇年度) 10年	2(1) ①28	廃棄
関する事項 調査 その他の調査の結果 <u>・ 連用関係特定業務</u> (に関する文書 ・ 調査研究に関する文書 ・ 調査研究に関する文書 連用関係特定業務 (54) ・ 連用関係特定業務 (54)	5年 年保存) (〇〇年度)]	
・ 技術に関する文書 ・ 執務資料 ・ 執務資料	3年		
- その他の事項	5年	_	廃棄

- 備者
 ・保存期間1年未満の行政文書ファイル等の類型について(管理規則第7条第9項)
 第7条(略)
 9 第1項の保存期間の設定においては、第7項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる(例えば、次に掲げる類型に該当する文書。)。
 (1) 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し
 (2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等
 (3) 出版物や公表物を編集した文書
 (4) 内閣官房の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
 (5) 明白な説り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
 (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
 (7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書
 ・保存期間1年未満の行政文書ファイル等については、「内閣官房が保有する保存期間1年未満の行政文書ファイル等の取扱いについて」(平成28年9月1日 総括文書管理者決定)に基づき、当該行政文書ファイル等を作成し、又は取得した日を起算日とし、原則として、その使用目的終了後、遅滞なく廃棄するものとする。